

2019年度 全国統一要約筆記者認定試験 筆記試験 問題用紙

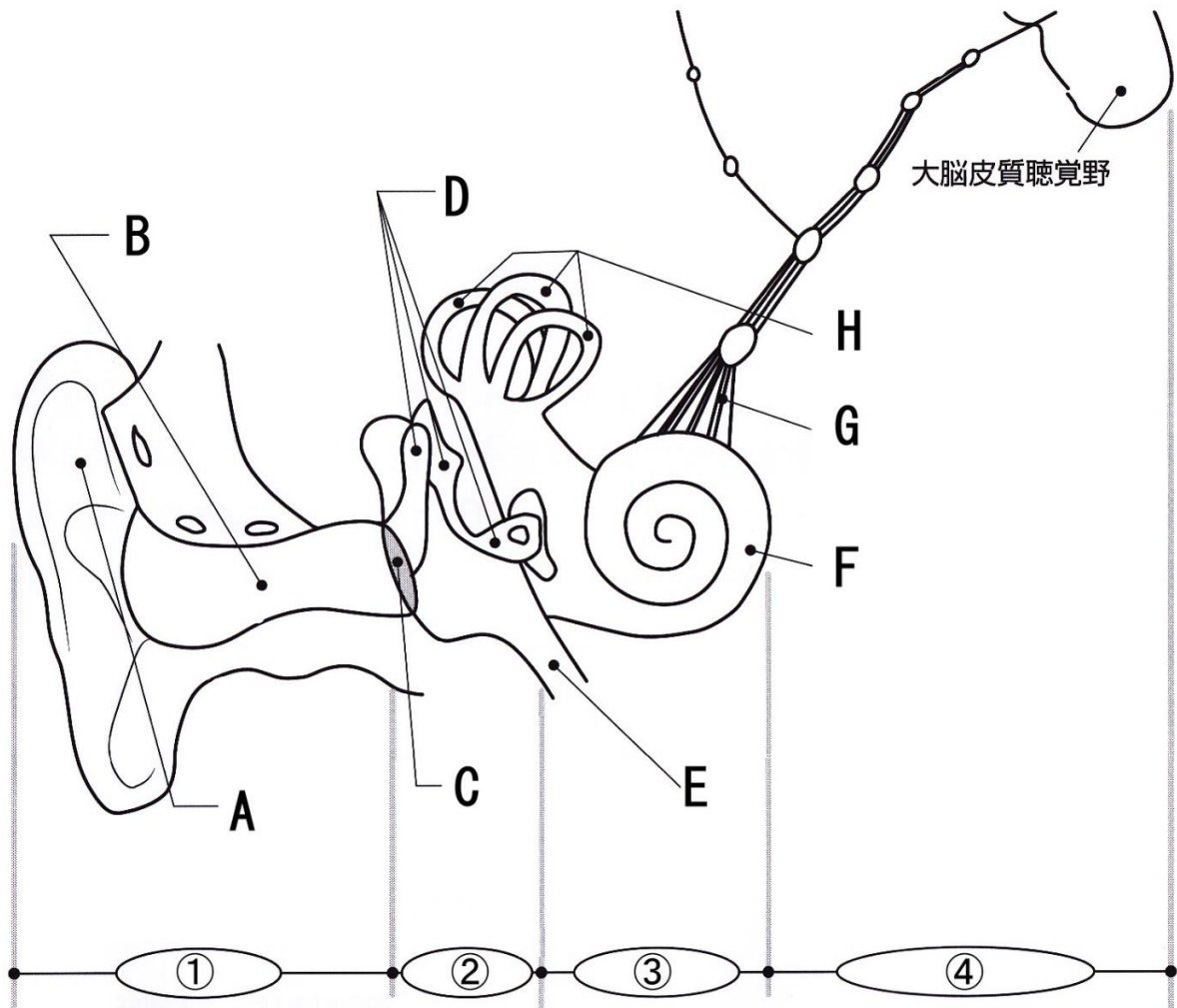
2020年2月16日(日)

*これは問題用紙です。答えは解答用紙に記入してください。

*用紙が配付されても合図があるまで開かないでください。

*試験終了後、問題用紙も回収しますが、メモなどは消さなくてもかまいません。

I-1 下の図に関する各問いの2つの文の正誤について、適切な記号を記入しなさい。



- (1) a Aで共鳴させた音を、Bで音を集め、Cに音を送り込む。
 b 空気の振動がFの液体の振動に交換されるときにとても小さくなる。
 ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (2) a 人工内耳はFに埋め込まれた電極を使ってGを電氣的に刺激する。
 b EはDが振動しやすいように、中耳腔とBの気圧の差を保つ。
 ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (3) a Gは有毛細胞からの信号を脳に伝える。
 b Hは身体のバランスを感じ取る働きをする。
 ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り

- (4) a 騒音で生じる難聴は図中②の障害による。
b 図中④の障害による難聴は聴力レベルにかかわらずことばの弁別が悪くなる。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (5) a 図中③の障害による難聴は、補聴器を装用しても明瞭に聞き取れないことも多い。
b 図中②に障害のある難聴は、③の障害よりも補聴器の効果が比較的得やすい。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り

I-2 次の文章の空欄にあてはまる数字や記号を記入しなさい。

- (1) 標準純音聴力検査で得られるオーディオグラムの(①) dBは20歳前後の聴者の閾値を基準に定められている。
- (2) 標準純音聴力検査で測定される周波数は、原則(②) Hz～(③) Hzである。
- (3) 身体障害者手帳の診断に用いられる平均聴力レベルは(④) Hz、(⑤) Hz、(⑥) Hzの聴覚閾値レベルの数字を(⑦) 分法の算出式に当てはめて計算される。
- (4) オーディオグラムの表記には右耳は(⑧)、左耳は(⑨)の記号を用いる。
- (5) 検査したどの周波数も(⑩) dB未満である場合は、「正常の聴力」である。

I-3 次の文章の空欄にあてはまる数字や語句を記入しなさい。

身体障害者福祉法別表の二に、聴覚障害の認定基準として、

- 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ(①) デシベル以上のもの。
- 2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの。
- 3 両耳による普通話声の最良の(②) が(③) パーセント以下のもの。

と、掲げられている。

日本の認定基準は(④)の示す基準(40dB)と比べて厳しいといえ、全難聴を中心として、基準の見直しを迫る(⑤)運動も展開されている。

I-4 次の文のうち、正しいものは○、誤っているものは×を記入しなさい。

- (1) 聴覚障害者の中でも、難聴者は補聴器などを使ってなんとか聞き取れる人からまったく聞こえない人まで幅広くいる。

- (2) 補聴器は音を電氣的に増幅し、難聴による聞こえにくさを補うための機械であるので、重度の難聴者であるほど補聴器の利得は大きくなる。
- (3) 補聴器の調整機能は「音圧の増幅（ボリューム）」と「出力制限」の2つである。
- (4) 補聴器や人工内耳の効果が得られにくい環境となる「距離」や「騒音」による聴取困難の解消には、補聴援助システムの活用が唯一の方法である。
- (5) 人工内耳は聴力を 0dB に改善させる。
- (6) 全難聴は2017年に磁気誘導ループの名称をヒヤリングループに変更した。ヒヤリングループはTコイルのついた補聴器だけでなく人工内耳でも使用できる。
- (7) 指文字は空中に指で文字を書いて伝える方法である。
- (8) 厚生労働省 平成23年 生活のしづらさなどに関する調査で身体障害者手帳の交付対象となる聴覚言語障害者の推計は32万3900人である。
- (9) わが国で、身体障害者手帳に当てはまらないが日常的に聞こえに不自由を自覚している人の数は 60 万から 80 万と言われている。
- (10) 要約筆記者養成派遣事業は、障害者総合支援法による地域生活支援事業の1つで都道府県の必須事業である。

II-1 次の文章の空欄にあてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 1950年代末にデンマークで提唱された(①)の思想は、今日の福祉施策の根底に受け入れられている。今日では、リハビリテーションも本来の意味である(②)でとらえられるようになった。
- (2) 知識人や大学生などの有産階級にある人たちが、貧民街に住み込んで貧困問題を解決しようとした(③)の最初の拠点となった(④)は1884年ロンドンに設立された。
- (3) 2016年に施行された(⑤)では、合理的配慮の不提供は差別であると示されたが、この合理的配慮の提供について行政は義務であるのに対し、民間事業者は(⑥)となっている。

- (4) クライアントにとって援助者が信頼できる人であると実感を持つことができ初めて援助が成り立つが、この良好な信頼関係を (⑦) という。
- (5) 障害者権利条約第2条に定義された意思疎通では、手話、(⑧)、指点字、点字、機器による支援などをあげて、多様な (⑨) 手段を認めなければならないと指摘している。
- (6) 障害者自立支援法が制定される前には、障害者福祉サービスも2003年から (⑩) に変わり、措置から (⑪) へと移行した。
- (7) 専門職が自らの行動を考えるとときの指針となるのが (⑫) であり、登録要約筆記者にとっては通訳現場での要約筆記の本質や理念にもとづいておこなう専門職としての (⑬) である。
- (8) 1960年代に (⑭) において、障害学生の運動からはじまった (⑮) は、働くことのできない重度障害者であっても、市民として地域で当たり前生きる権利を求めた運動である。

II-2 次の記述で、正しいものに○、間違っているものに×を記入しなさい。

- (1) 憲法14条は「法の下での平等」を定めており、ここでの平等は合理的な差別を許す「相対的平等」ではなく、「絶対的平等」であると解されている。
- (2) ADAは、アメリカに住む障害を持つ人たちの平等と機会均等化を進めた法律で、社会参加の権利を保障し、障害を理由とするあらゆる差別を禁止している。
- (3) すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務がある。民間企業の法定雇用率は、2021年4月までには2.2%となる。
- (4) 朝日訴訟は生存権保障のあり方をめぐって生活保護の基準内容などについて争われた訴訟で、朝日茂氏が厚生大臣を被告として訴えたものである。
- (5) イギリスで貧困調査をおこなったブースやロウントリーは、予想以上に貧困線以下の生活状況が多い実態を明らかにし、貧困に至る要因には社会的責任に帰すべきものが多いことを実証した。
- (6) 精神保健福祉士は、精神保健福祉士法に規定されたソーシャルワーカーの国家資格であり、英語表記はMedical Social Worker (略称MSW) である。

- (7) 手話通訳士は「手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）」に合格し、手話通訳士登録をした者のみが手話通訳を担うことができる業務独占の資格である。
- (8) 2001年にWHOで採択された国際生活機能分類（ICF）は、障害を「機能障害」「能力障害」「社会的不利」の3つのレベルでとらえたものである。
- (9) 障害者自立支援法制定時には、障害福祉サービス量に応じて1割の利用料を徴収する「定率（応益）負担」が導入されたが、違憲訴訟が起こり、一部改正で応能負担に変更となった。
- (10) 「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年や、その後の国連障害者の10年は日本の障害者施策に多くの成果をもたらした。

II-3 次の問題を読んで、選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 日本国憲法の三大原理に該当しないものはどれか。
- | | |
|------------|--------|
| ア 基本的人権の尊重 | イ 国民主権 |
| ウ 勤労の権利 | エ 平和主義 |
- (2) 国連が20世紀に採択した人権条約に該当しないものはどれか。
- | | |
|------------|------------|
| ア 子どもの権利条約 | イ 女性差別撤廃条約 |
| ウ 拷問等禁止条約 | エ 障害者権利条約 |
- (3) なんらかの生活上の困難や問題、悩みを抱えた人が同様な問題を抱えている人たちと当事者同士の自発的なつながりで結びついた集団を何というか。
- | | |
|-----------|---------------|
| ア グループワーク | イ セルフヘルプ・グループ |
| ウ グループケア | エ エンパワメント |
- (4) ソーシャルワークの構成要素に該当しないものはどれか。
- | | |
|---------------|-------------|
| ア 社会資源 | イ ソーシャルワーカー |
| ウ 対象者（クライアント） | エ ケアマネジメント |
- (5) カウンセリングに必要なスキルとして間違っているのはどれか。
- | | |
|---------|---------|
| ア 傾聴 | イ 受容 |
| ウ 審判的態度 | エ 共感的理解 |

Ⅲ－１ 次の記述で、正しいものに○、誤っているものに×を記入しなさい。

- (1) 擬音・擬声語などは、おもにカタカナで書く。
- (2) 情報保障とは、要約筆記の別名である。
- (3) 要約技術で削除の対象となるのは、前置きや挿入句などである。
- (4) 副詞のほかに感動詞や接続詞も話しことばでは過剰に使われる。
- (5) 文末処理は、敬体から常体に換える、助詞止め、形容詞の言い切りの3つである。
- (6) 共有情報の活用とは、話しことばの特徴の即興性を利用する要約技術である。
- (7) 要約筆記の作業は、それぞれの力の不足を補い合うチームワークが大切である。
- (8) ノートテイクでは、利用者の目的達成のため、待機するときには積極的にフォローする。
- (9) ノートテイクでは視線が上下左右と広範囲に動くため、読み続ける疲労度を考慮することが重要である。
- (10) 要約筆記者として登録すると、その地域の養成事業の実施要綱の中で活動することになる。

Ⅲ－２ 次の文章の空欄にあてはまる語句や数字を記入しなさい。

- (1) 障害者の権利宣言が出された年に、岩波書店の新書シリーズの1冊として(①)が発行され、中途失聴・難聴者問題を社会にアピールすることとなった。これは、(②)年の出来事だった。
- (2) (③)が厚生省から通知された翌年、社会福祉事業法が社会福祉法に変わるなど社会福祉行政は大きく変更され、要約筆記は第二種社会福祉事業に追加された。これは、(④)年の出来事だった。
- (3) 中途失聴、難聴であるがゆえの独自の悩みや生活上の困難さなどを分かち合う親睦団体として、代表的な団体が2つある。1952年に(⑤)が設立され、その後、(⑥)が設立された。これは、(⑦)年の出来事だった。

- (4) 国際障害者年に、要約筆記奉仕員養成事業が障害者の明るくらし促進事業（都道府県・政令指定都市事業）に自治体が選んで実施できる（⑧）として組み込まれた。これは、（⑨）年の出来事だった。
- (5) 障害者自立支援法の成立で、要約筆記は地域生活支援事業の（⑩）に組み込まれた。これは、（⑪）年の出来事だった。
- (6) 第1回全国難聴者研究大会が名古屋で開催され、（⑫）が制定された。翌年、日身連京都大会で認められた。これは、（⑬）年の出来事だった。
- (7) 「中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助についての理解と認識を深めることとともに、」などを養成目標とした（⑭）が、長年の検討の結果厚生労働省から通知された。これは、（⑮）年の出来事だった。

Ⅲ－3 次の文章のうち、正しく述べた組み合わせはどれか。

- (1) A. コミュニケーションの成立には、言葉は必ずしも必要ではない。
 B. コミュニケーションが成立した状況は、送り手のメッセージがそのまま受け手に理解されたときである。
 C. コミュニケーションは、双方向に行われる意図的なものである。
 D. コミュニケーションノイズに、先入観や偏見は入らない。

ア AとB イ AとC ウ AとD エ BとC オ BとD カ CとD

- (2) A. ある対象物をことばで説明する場合、小原則から大原則に向かい一定の方向から説明をすると分かりやすい。
 B. 人がものを語る時無意識に物語構造を取る場合が多い。冒頭→発端→クライマックス→山場→結末→終わりの順である。
 C. 要約筆記に適さない音声情報の場合、その場で可能な補完を提起するのは情報保障の範囲である。
 D. 要約筆記者の通訳作業では、情報選択が重要な通訳技術である。

ア AとB イ AとC ウ AとD エ BとC オ BとD カ CとD

- (3) A. 要約とは原文の内容の主旨を変えずにより短い文字数で表現する言語行動である。
 B. もとの文の5分の1程度に要約すると、要旨となる。
 C. 凝縮法で要約すると、段落ごとの縮小相似形となる。

- D. 「もも、柿、ぶどう」が同程度の価値で並んでいるとき、どれかに代表させると「くだもの」という統一表現になる。

ア AとB イ AとC ウ AとD エ BとC オ BとD カ CとD

- (4) A. 要約筆記者の守秘義務に、その場の情報を流出させないことも含まれる。
B. 事例検討は地域のサークルでも行って構わない。
C. 要約筆記者は利用者の主体性を尊重するのが原理原則である。
D. 要約筆記養成カリキュラムを貫く2つの思想とは「通訳としての要約筆記」と「社会福祉事業の要約筆記」である。

ア AとB イ AとC ウ AとD エ BとC オ BとD カ CとD

- (5) A. 要約筆記者の倫理綱領には前文と3つのテーマに分けて倫理責任が書かれている。
B. 専門性とは、特定の領域で高度な知識と技術、経験を有しており、責任感や倫理感も兼ね備えている状態をいう。
C. 障害者総合支援法第77条には、「(前略) 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成、(中略) を行うものとする。」とあり、要約筆記者の養成が含まれている。
D. 要約筆記は、通訳部分と対人支援の視点があって行われる。

ア AとB イ AとC ウ AとD エ BとC オ BとD カ CとD

Ⅲ-4 以下の設問に答えなさい。

- (1) 病院を受診するAさんのノートテイクに行った。診察室を出たらAさんが、「ポイントを先生か看護師さんが書いてくれればいいのに。」と言った。みんな忙しそうなので、自分がポイントを書いて、Aさんに渡した。

- ① この要約筆記者の対応をどう考えるか。解答欄のAかBに○をつけなさい。

A 適切である
B 不適切である

- ② その理由を45文字以内で書きなさい。

- (2) 公開講座の全体投影に行った。打ち合わせで講師が使うスライドの中に5分ほどの音声入りの動画があると分かった。開始までに20分。どのように対応しますか。考えうる対応を簡潔に3つ書きなさい。

IV-1 次の記述で、正しいものに○、誤っているものに×を記入しなさい。

- (1) 言語を他動詞文の主語 (S)・目的語 (O)・述語の動詞 (V) という語順の観点から分類すると、日本語は「SOV 語」となる。
- (2) 言語として人間が発する実際の音のことを「音声」というが、現代日本語で「は^いんぶ^ん (半分)」を発音すると、「いん」と「いん」の音声は異なる。
- (3) 文を話し手の気持ちの表し方の違いによって分けたとき、自分の考えや判断などを述べている文を「平叙文」という。
- (4) 「漢語」とは、古い中国語から取り入れた単語で、現代日本語において漢字で表記されているすべての単語のことである。
- (5) 「現代仮名遣い」(1986 年内閣告示第 1 号、2010 年改正) の表記の原則によれば、「子牛 (こ①うし) と「講師 (こ②うし)」の「①う」と「②う」のはたらきは異なる。
- (6) 通常、外来語はカタカナで表記され、それ以外の文字で表記することは一切許されない。
- (7) 漢字のように、単語あるいは語構成要素を表す文字を、表意文字という。
- (8) 日本語の漢字の読み方には音読みと訓読みがあるが、訓読みは漢字の意味とほぼ同じ意味を持つ日本語として読む習慣が固定化したものである。
- (9) 混種語とは、「豚肉」のように異なった語種の要素を組み合わせて作った単語をいう。
- (10) イントネーションは音調や抑揚と呼ばれ、文を単位とする。

IV-2 次の文章の空欄にあてはまる語句を漢字で記入しなさい。

- (1) 標準的な日本語の母音を仮名で表すと「ア イ ウ エ オ」の5つであり、それらは (①) の振動がある有声音である。
- (2) 父親のことを「おとうさん」「おやじ」「パパ」「とうちゃん」などと使い分けて、そこに独特の語感・ニュアンスが生まれる現象を「単語の (②)」という。

- (3) 文の構造の観点からみると、「太郎が 花子を 愛する。」の「太郎が」は主語であり、「愛する」は (③) である。
- (4) 個人が日常の言語表現で使用する語彙を (④) 語彙といい、ふだん使わないが読んだり聞いたりしたときにはわかる語彙を理解語彙という。
- (5) (⑤) とは、名詞や動詞の語幹などに、助詞や動詞の活用部分がかっついて文法的な機能が表される言語である。

IV-3 次の文章の空欄にあてはまる語句を①～④から選び、記号を記入しなさい。

- (1) 日本語で「挨拶」という単語は、(①1 ②2 ③3 ④4) 音節である。
- (2) 「常用漢字表」(2010年内閣告示第2号)の表中には、次の下線部(①障碍 ②皮膚 ③憂鬱 ④曖昧)の漢字は含まれていない。
- (3) 「大雨で 川の 水が どんどん 増える。」という文で、「どんどん」は(①大雨で ②川の ③水が ④増える)を修飾している。
- (4) 「送り仮名の付け方」(1973年内閣告示第2号、1981年、2010年に一部改正)によれば、「かたらう」「やわらかだ」「たちいふるまい」は、それぞれ(①「語う」「柔らかだ」「立ち居振る舞い」、②「語らう」「柔かだ」「立ち居振る舞い」、③「語らう」「柔らかだ」「立居振る舞い」、④「語らう」「柔らかだ」「立ち居振る舞い」と表記されるのが普通である。
- (5) 「公用文における漢字使用等について(2010年内閣訓令第1号)」によれば、次の①～④のうち()の表記が望ましい。

- ①この話し合いの内容を認めていただけないということは、極めて遺憾に思います。
- ②此の話し合いの内容を認めて頂けないということは、極めて遺憾に思います。
- ③この話し合いの内容を認めていただけないという事は、極めて遺憾に思います。
- ④この話し合いの内容を認めていただけないということは、きわめて遺憾に思います。